

第 1 号様式(日本工業規格 A 列 4 番)

移動等円滑化取組計画書

令和元年 12 月 12 日

住 所 千葉県八千代市緑が丘一丁目 1120 番地 3
事業者名 東葉高速鉄道株式会社
代表者名 (役職名及び氏名)
代表取締役社長 飯田浩子

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- ・各駅に視覚障害者用の誘導チャイムの整備を進めており、令和 3 年度までに全ての駅への整備を完了する計画である。
- ・現在、駅係員 43 名がサービス介助士の資格を取得しており、令和 4 年度までに全ての駅係員に取得させる計画である。
- ・駅構内の点字ブロックは全駅で整備済みであるが、旧規格のブロックが一部に残っていることから、今後の大規模改修時に現在の基準に適合したものに置き換えていく。
- ・可動式ホーム柵（ホームドア）については、設置や車両改造に多額の費用を要すること等から具体的な整備計画は持っていないが、今後も情報収集に努め、会社の資金収支の状況を踏まえて検討していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅構内への 誘導チャイムの設置	令和元年度 飯山満駅 令和 2 年度 船橋日大前駅（西口） 令和 3 年度 東海神駅

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士 資格の取得	令和4年度までに駅係員全員にサービス介助士の資格を取得させる。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

Ⅱについては「第六次経営改善計画」の中に位置づけている。
